

令和 8 年

第 6 回教育委員会会議 議事録

秋田県教育委員会

令和 8 年第 6 回教育委員会会議 議事録

- 1 期 日 令和 8 年 3 月 2 7 日 金曜日
2 場 所 教育委員室
3 開 会 午前 9 時 3 0 分
4 閉 会 午前 1 0 時 3 0 分
5 出 席 者 教育長 安田 浩幸
委 員 奥 真由美
松塚 智宏
高橋 重剛

6 説明のための出席者

教育次長	鈴木 雄輝	教育次長	久慈 隆正
総務課長	高橋 公康	教職員給与課長	伊岡森 亨
幼保推進課長	加藤 千晶	義務教育課長	伊藤 悟
高校教育課長	古屋 桃香	特別支援教育課長	小山 高志

7 会議に付した事項

議案第 1 9 号	第 4 期あきたの教育振興に関する基本計画の改定（案）について
議案第 2 0 号	秋田県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則案について
議案第 2 1 号	知事の権限に属する公益信託に係る事務の教育委員会の事務局の職員の補助執行について
議案第 2 2 号	秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について
議案第 2 3 号	教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案について
議案第 2 4 号	秋田県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則案について
議案第 2 5 号	秋田県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則案について
議案第 2 6 号	市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則について
議案第 2 7 号	市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則について
議案第 2 8 号	秋田県いじめ問題対策審議会委員の任命について

8 可決した事項

議案第 1 9 号	第 4 期あきたの教育振興に関する基本計画の改定（案）について
議案第 2 0 号	秋田県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則案について
議案第 2 1 号	知事の権限に属する公益信託に係る事務の教育委員会の事務局の職員の補助執行について
議案第 2 2 号	秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について
議案第 2 3 号	教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案について
議案第 2 4 号	秋田県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則案について
議案第 2 5 号	秋田県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則案について

- 議案第 26 号 市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則について
- 議案第 27 号 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第 28 号 秋田県いじめ問題対策審議会委員の任命について

9 報告事項

- (1) 外国籍等のこどもへの教育に関する方針について
- (2) 全ての県立学校におけるコミュニティ・スクール導入に向けたプランの策定について
- (3) 令和 9 年度秋田県立高等学校学級減等の予定（案）について
- (4) 秋田県立雄物川高等学校バレーボール部における体罰事案に関する検証報告及び再発防止に向けた取組について

10 会議の要旨

【安田教育長】

ただいまから、令和 8 年第 6 回教育委員会会議を開催いたします。

本日の議事録署名員は 3 番松塚委員と 5 番高橋委員にお願いいたします。

なお、1 番奥委員、3 番松塚委員、5 番高橋委員はオンラインで出席しております。

また、2 番吉村委員、4 番大塚委員は本日欠席しております。

はじめに、議案第 19 号「第 4 期あきたの教育振興に関する基本計画の改定（案）について」、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

議案第 19 号「第 4 期あきたの教育振興に関する基本計画の改定（案）について」説明概要

- ・本計画は教育基本法に基づき県教育委員会が策定した令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年計画であるとともに、県の全般的方針を示す「新秋田元気創造プラン」の個別計画としての役割を担うものであり、4 月から新たな秋田県総合計画が始動することに伴い、総合計画に基づく指標等を本計画に反映させる必要があることから、該当箇所の改定を行うもの。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【松塚委員】

今回の基本計画に盛り込まれている定量的な指標について、指標の見直しをすべきではないかと意見が出ていたかと思いますが、見直しについて今後数年おきなどのサイクルで定期的の実施していく予定でしょうか。

【総務課長】

指標の入れ替えについては、原則として定期的に行うことは想定しておりません。

今回の改定に関しては、次期秋田県総合計画の策定段階において、現行の教育計画との整合性を図った結果、新たに必要となった指標を追加する形をとっております。

【安田教育長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第 19 号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第 19 号を原案どおり可決します。

次に、議案第 20 号「秋田県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則案について」及び議案第 21 号「知事の権限に属する公益信託に係る事務の教育委員会の事務局の職員の補助執行について」は関連があるため、一括して審議を行います。総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

議案第 20 号「秋田県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則案について」及び議案第 21 号「知事の権限に属する公益信託に係る事務の教育委員会の事務局の職員の補助執行について」説明概要

- ・議案第 20 号は、新たな公益信託に関する法律が施行されることに伴う関係規則を整理するもの。
- ・議案第 21 号は、教育委員会職員が事務を行うことで効率的な事務執行が図られること、また、公益信託制度の改正により、公益信託は公益法人と同様の枠組みで認可・監督を行うこととなっているところを公益法人に関する事務を既に教育委員会で補助執行していることから、令和 8 年度から本件補助執行に同意するもの。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第 20 号及び議案第 21 号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第 20 号及び議案第 21 号を原案どおり可決します。

次に、議案第 22 号「秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について」及び議案第 23 号「教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案について」は関連があるため、一括して審議を行います。総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

議案第 22 号「秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について」及び議案

第２３号「教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・議案第２２号は、幼保行政において、知事部局で実施している子育て支援等との連携を深め、こども政策の一体的な推進を図ることを目的に、幼保推進課を知事部局へ移管するもの。青少年交流センターを県が直接管理・運営するにあたり、所掌事務や配置される職員の職を規定するもの。
- ・議案第２３号は、秋田県青少年交流センターの管理及び運営に関する事項について必要な規定の整備を行うもの。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【松塚委員】

幼保推進課を知事部局へ移管することについて、これまでは同じ教育委員会内であったため、就学前健診を含めた「就学への移行期」の横の連携がスムーズに進んでいた側面もあったかと思います。移管が行われ、組織が分かれることによって、現在のような連携に支障が出るなどの懸念事項は想定されていますでしょうか。

【幼保推進課長】

幼保の業務全体は知事部局へ移管されますが、指導チームに所属する教員はそのままスライドする形で知事部局でも業務を継続いたします。これにより、幼保小の接続支援や教員の資質向上に向けた研修などは、これまで同様の体制で実施可能です。現時点で特段の支障が出る懸念はないと考えておりますが、今後も教育委員会と緊密に連携しながら、円滑に事業を推進してまいります。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第２２号及び議案第２３号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第２２号及び議案第２３号を原案どおり可決します。

次に、議案第２４号「秋田県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則案について」及び議案第２５号「秋田県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則案について」は関連があるため、一括して審議を行います。総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

議案第２４号「秋田県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則案について」及び議案第２５号「秋田県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・市町村立学校職員及び県立学校職員の人事評価において、より公平で客観的な評価体制を構築し、評価基準の適正化を図るため、所要の規定の整備を行うもの。

・内容については、資料のとおり。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【松塚委員】

評価基準のところ、組織の期待水準については、具体的にどのように定めるのでしょうか。また、その内容は定量的な表現になるのか、あるいは定性的な表現になるのか、具体的なイメージをご説明いただけますか。

【総務課長】

期待水準については、定量的なものを考えております。

【総務課政策監】

補足してご説明いたします。今回の組織の期待水準については、元々事務職員の評価において同基準が用いられていたことから、組織全体としての評価体系を統一したという経緯がございます。一方で教員に関しましては、すでに策定されている教職キャリア指標に基づき、教職員が目指すべき資質や能力を定めております。今回の能力評価においては、この教職キャリア指標をベースに据えることでそれを組織が期待する水準として定義することといたしました。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第24号及び議案第25号を原案どおり可決することによろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第24号及び議案第25号を原案どおり可決します。

次に、議案第26号「市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則について」及び議案第27号「市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則について」は関連があるため、一括して審議を行います。教職員給与課長から説明をお願いします。

【教職員給与課長】

議案第26号「市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則について」及び議案第27号「市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則について」説明概要

- ・議案第26号については、2月議会で議決された市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の施行により、第二種初任給調整手当の支給額を定める等の必要があるもの。
- ・議案第27号については、市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の施行により、駐車場等に係る通勤手当の支給要件及び支給額を定める等の必要があるもの。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。
特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。
議案第２６号及び議案第２７号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第２６号及び議案第２７号を原案どおり可決します。
次に、議案第２８号「秋田県いじめ問題対策審議会委員の任命について」、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

議案第２８号「秋田県いじめ問題対策審議会委員の任命について」説明概要
・現委員の任期が満了になることにより、秋田県いじめ防止対策推進条例第２４条第２項の規定に基づいて任命を行うもの。
・委員の任期は令和８年４月１日から令和１０年３月３１日となる。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【高橋委員】

ここ数年で重大事案に移行したケースの件数を教えてください。

【高校教育課長】

過去の県立学校での重大事案の調査件数は２件となります。

【奥委員】

保護者との連携というところで、話し合いの場で保護者を入れて行う機会があると思ったのですが、その回数や保護者への依頼の仕方など具体的なところを教えてください。

【高校教育課長】

審議会において保護者との連携について議論いたしましたが、これは保護者自身が会議に出席したということではありません。あくまで審議会の委員において、いじめ問題の解決にあたりいかに保護者の心情に寄り添うべきか、寄り添う際の留意点は何かといった支援側の姿勢や具体的な配慮のあり方について審議いただいたものです。説明が至らず申し訳ございません。

【松塚委員】

審議会について、定例的なものに加えて重大事案があった際にも招集されるとありますが、どのような流れで招集されるのか教えてください。

【高校教育課長】

いじめの重大事態に該当する事案が発生したと認められる場合に、その事実関係を明確にするための調査を行う必要があると学校の設置者または学校が判断した場合に、委員を招集して調査に入るといような流れになります。

【松塚委員】

まず学校現場で調査が行われ、その結果が教育委員会へ報告されるという流れになるかと思いますが、審議会の招集を要請するのは学校現場なののでしょうか。それとも、報告を受けた教育委員会の判断によって招集されるものなののでしょうか。

【高校教育課長】

重大事態に該当するかの認定は、学校の設置者または学校となっておりますので、いずれも該当いたします。

【松塚委員】

昨今、教職員による不適切な言動や児童生徒間の深刻なトラブルなど、予測困難な事案が多発しており、こうした事案発生時には何よりも迅速な対応が不可欠です。教育委員会が即座に動くと同時に、関係者へのケアを並行して行う必要があると考えますが、審議회를速やかに招集し、対応できる体制は整っているのでしょうか。

【高校教育課長】

該当するような事案があれば委員を遅滞なく招集できる体制になっていると考えております。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第28号を原案どおり可決することによろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第28号を原案どおり可決します。

次に、報告事項「外国籍等のこどもへの教育に関する方針について」、義務教育課長から説明をお願いします。

【義務教育課長】

報告事項（１）「外国籍等のこどもへの教育に関する方針について」説明概要

- ・近年グローバル化の進展に伴って、外国籍の子どもの学校への在籍数が全国的に増加する中で、県内に居住している幼児から高校生まで、全ての外国籍等の子どもの教育環境を整備するために、就学、日本語教育の在り方及びその推進等に関する方針を策定する。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【奥委員】

外国籍等の子どもへの教育環境整備について、これまで指摘されてきた大きな課題に対し、具体的かつ実効性のある形で方針がまとめられたことを素晴らしいと思います。

【安田教育長】

他になれば、次に、報告事項「全ての県立学校におけるコミュニティ・スクール導入に向けたプランの策定について」、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

報告事項（２）「全ての県立学校におけるコミュニティ・スクール導入に向けたプランの策定について」説明概要

- ・子どもたちを取り巻く環境の急激な変化や、教職員の負担軽減、教育の質の向上が急務となっており、これらの課題を解決するため全ての県立学校において学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動を一体的に推進し、学校の課題を地域と共に解決するチーム学校の仕組みを構築するもの。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【松塚委員】

県立学校へのコミュニティ・スクール全面導入の方針に対し、強く賛成いたします。特に高校においては、学校が抱える課題を教職員だけで抱え込むのではなく、地域とシェアし、社会全体で取り組む姿勢が今や不可欠です。地域の方々が批判ではなく、建設的な立場で解決策を共に考える参画の形が広がることは、非常に意義深い取り組みと言えます。ぜひ自信を持って推進していただきたいと思います。

また、現場向けのQ&Aについても、教職員が抱く不安に寄り添った具体的で実効性のある内容であると感じました。先生方には導入によるメリットを丁寧に伝え、不安を払拭しながら全県へ普及していくことを切に願っております。

【安田教育長】

他になれば、次に、報告事項「令和９年度秋田県立高等学校学級減等の予定（案）について」、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

報告事項（３）「令和９年度秋田県立高等学校学級減等の予定（案）について」説明概要

- ・中学生の進路先の検討時期等に考慮し、この時期に原案を公表している。
- ・高校入試の結果や、定員の充足状況、生徒の動向等、様々な観点から検討し、令和８年７月に正式決定し、発表する。
- ・原案は資料のとおり。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【奥委員】

男鹿海洋高校と男鹿工業高校について、両校がいずれ統合されることは承知しておりますが、それぞれの学科において募集停止の時期をあえてずらし、交互に行うようなスケジュールを組まれています。このように募集停止のタイミングを段階的に分散させている具体的な理由や、期待される効果について改めて教えてください。

【高校教育課長】

男鹿海洋高校と男鹿工業高校の統合校は令和11年の４月に開校予定ですが、その時点で１年

生から3年生までが新しい学科に入る予定になっています。令和9年度に入学する生徒が令和11年度に3年生となりますので、現段階から新しい学校の学科編成に合わせて募集をしていく流れになります。

【安田教育長】

他になれば、次に、報告事項「秋田県立雄物川高等学校バレーボール部における体罰事案に関する検証報告及び再発防止に向けた取組について」、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

報告事項（4）「秋田県立雄物川高等学校バレーボール部における体罰事案に関する検証報告及び再発防止に向けた取組について」説明概要

- ・早期の事実確認ができなかったことについて、調査主体の限界と配慮不足、心理的支配への理解不足、県教育委員会の踏み込み不足といった3点が問題であると分析。
- ・未然に防ぐことができなかったことについて、当該教諭の規範意識の欠如、指導の密室化と抑止力の不在、管理監督機能の不全、研修の形骸化といった4点が問題であると分析。
- ・再発防止に向けた取組として、生徒の心理的安全を担保した調査、学校任せにしない体制の準備、外部の目を入れた指導体制の構築、実効性のある研修の徹底の4点を講じた。
- ・全ての生徒が生き生きと主体的に活動できる環境の構築に向けて、体罰・暴言を根絶し、安心して学校生活を送ることができる環境を整えていく。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【松塚委員】

非常に困難な事案であったと思いますが、その原因について組織内部の反省も含め、真摯にまとめられた報告書であると思います。

もはや学校現場のみでの対応には限界があり、県教育委員会が管理者としての責任を果たし、学校を強力にフォローしていく体制が不可欠です。今回、組織としての不備や課題を厳しく分析した点は、一歩踏み込んだ内容評価ができると考えます。

繰り返しになりますが、暴力や暴言によって生徒を指導する者は教職員ではありません。我々は教職であり、そうした行為を行う者が現場に存在することが許されません。その上で質問ですが、資料の中に「不適切な指導の予兆が見られる教員への早期介入」とありますが、この取組は具体的にいつから実行されるのでしょうか。現時点ではまだ検討段階にあるのか、あるいは具体的な実施時期が決定しているのか教えてください。

【高校教育課長】

早期介入の部分につきましては、検討ということではなく速やかに実施していくものと考えておりますので、新年度すぐに取り組んでまいります。

【安田教育長】

予定された案件は以上ですが、他にございませんか。

特になければ、以上で本日の会議を閉じます。お疲れ様でした。